

## 公示書

東京都東村山市富士見町五丁目4番36号に所在する経済産業省経済産業研修所庁舎において、行政財産の使用許可を受けて有償により飲料自動販売機を設置し、管理・運營業務を行う者について、次のとおり公募します。

令和4年11月18日

経済産業研修所長 吾郷 進平

### 1. 公募に付する事項

- (1)概 要:経済産業省経済産業研修所庁舎における飲料自動販売機の設置、管理・運營業務
- (2)所 在 地:東京都東村山市富士見町五丁目4番36号
- (3)営 業 方 法 等:国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により営業するものとします。
- (4)募 集 者 数:1者(缶・ペット式 3台)
- (5)営業開始時期:令和5年4月1日(予定)

### 2. 公募にかかる条件等

公募要領等について質問がある場合は、質問状を添付し、下記問合せ先へ令和4年12月26日(月)までにメールにて提出すること。

### 3. 企画提案書等の提出

- (1)受付期限:令和5年1月13日(金)17時
  - (2)受付場所:経済産業省 経済産業研修所 管理課(下記問合せ先)
  - (3)提出方法:持参又は郵送(郵送の場合は受付期限内必着)
- ※提出された企画提案書等は、選定審査後も返却しません。

### 4. 業者選定方法

提出された企画提案書等を審査の上、得点上位者を選定するものとします。

### 5. 事業者決定

令和5年1月31日(火)(予定)

### <問合せ先>

〒189-0024 東京都東村山市富士見町五丁目4番36号  
経済産業省 経済産業研修所 管理課(担当:住川、長谷川)  
電 話:042-393-2521  
E-mail:bzl-kensyukoubo@meti.go.jp